

議案第19号 三田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

この条例は、三田市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条に規定する許可の手續その他必要な事項を定めるものである。

令和7年に発生した岩手県大船渡市をはじめ全国的に多発した大規模林野火災を受けて、大切な自然を火災から守るべく林野火災の防止のため、令和8年1月1日に三田市火災予防条例が一部改正され、火の使用制限等を踏まえた「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令の制度が施行された。

このことを踏まえ、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記した林野庁の準則の改正等に基づき、当該条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

(1) 林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応の明記など(第15条関係)

火入れの許可の期間中においても、火入れを中止しなければならない場合として定める条件に、「林野火災注意報の発令」、「林野火災警報の発令」を追加する。

また、気象庁が天気予報等で用いる予報用語である「強風注意報」及び「乾燥注意報」については、強制力を伴う「発令」から、気象庁が用いる「発表」に改める。

3 施行期日

公布の日

4 その他

施行日以降、周知方法は広報媒体のほか、関係所管課・市民に対し随時実施する。